

【施設基準および診療報酬に関するお知らせ】

当院では、厚生労働省の定める施設基準に基づき、以下の項目を関東信越厚生局へ届出しております。

■ 届出施設基準

- ・ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2

■ 物価対応料について

令和 8 年度診療報酬改定に伴い、医療機関における物価上昇への対応を目的として「物価対応料」が新設されました。

当院では、厚生労働省が定める診療報酬点数表に基づき、令和 8 年 6 月 1 日より算定しております。

これに伴い、一部の患者さんにおいて窓口負担額が変更となる場合があります。

今後も安全で質の高い医療を継続して提供するため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

巻石堂クリニック 柏の葉 院長

医療情報取得・医療 DX 推進体制について

当院では、患者さんに質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しています。

1. 明細書の無料発行について

当院では、医療の透明化および患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行にあわせて、診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤名や実施した検査名等が記載される場合があります。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

2. オンライン資格確認について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認を行う体制を有しています。オンライン資格確認により、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・確認できる体制を整備しています。

3. 取得した診療情報の活用について

当院では、オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を、医師等が診察室等で確認し、診療に活用できる体制を整えています。

患者さんの同意に基づき、必要な医療情報を確認することで、より適切で安全な診療の提供に努めています。

4. マイナ保険証の利用促進について

当院では、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証の利用を推奨しています。

マイナ保険証をご利用いただくことで、薬剤情報や特定健診情報等を活用した、より質の高い医療の提供につながります。

受診の際は、マイナ保険証をご利用ください。

5. マイナポータルの医療情報等に基づく健康管理相談について

当院では、マイナポータルで確認できる薬剤情報、特定健診情報、その他の医療情報等に基づき、患者さんからの健康管理に関するご相談に対応しています。

ご自身の健康状態や服薬状況等についてご相談がある場合は、診察時に医師またはスタッフへお申し出ください。

6. 電子的診療情報連携体制整備加算 2 について

当院では、上記の体制を整備していることから、令和 8 年 6 月 1 日より、厚生労働省の定める診療報酬点数表に基づき、電子的診療情報連携体制整備加算 2 を算定いたします。

算定内容は、初診時：月 1 回 9 点 ・ 再診時：月 1 回 2 点 ・ 外来診療料：月 1 回 2 点